

※提出された意見の一部はその趣旨を損なわない範囲で内容を要約しています。

番号	頁	意見	滋賀県の考え方	意見者
第4章（施策の柱）関係				
1	23	第4章の「施策の全体」もしくは4つの柱ごとにポンチ絵をつくって示していただくとわかりやすくなる。	ご指摘を踏まえ、p.23に施策全体の構成を掲載します。	団体
2	23	施策の柱について、いきなり賃貸住宅への入居支援として、賃貸住宅を基本とすることなく、さまざまな態様の住居（戸建て、共同住宅、空き家などなど）があり、所有形態が多岐にわたることから、現況の住居全般からの支援策を考えていただきたい。  また、高齢者の身体の状態、経済状況、居住地域など的高齢者の置かれた状況とのマトリックスによる分析が必要だと考えます。	本計画では、居住形態を持ち家、民間賃貸住宅、高齢者向け住宅に大別し、施策1では持ち家に、施策2では高齢者向け住宅等に、施策3では民間賃貸住宅、公営住宅に対しての支援策等について記載する形で整理しております。	個人
3	24	記載された施策1～4は、現時点での高齢者に対するものです。  住まいの準備は、時間と資金を要するものです。例えば、高齢者予備軍としての、子育て終了世代・50代くらいの世代への啓発施策も必要。	ご指摘のとおり、高齢者予備軍の方に対して住まいの準備を促すことは重要であり、高齢期に備え早めに住まいを改修する必要性や方法についてセミナー等で啓発を行っているところです。そのため、p.24施策1(1)を以下のとおり修正します。  【修正前】 また、バリアフリー化等のリフォームに係る相談体制等の充実を図ります。 【修正後】 また、バリアフリー化等のリフォームに係る相談体制の充実や幅広い世代の方を対象にしたセミナーの開催等による啓発を図ります。	個人
第4章（施策1:安心して居住できる住まいの整備）関係				
4	24	介護保険では、高齢者の居住環境を改善するために、「福祉用具のレンタル購入」や「住宅改修」が居室(住んでいる部屋)にはできません。 しかし、アパートやマンションの共用部分(廊下やふろ場、トイレなど)には、適用できません。  アパートやマンションの共用部分で、福祉用具や住宅改修などの介護保険で、「手すり」が利用できれば、高齢者の安全な生活に繋がります。 アパートやマンションの共用部分で介護保険が使えるよう、条例で制定していただきたいです。	介護保険の対象となる方以外も利用する共用部分での福祉用具や住宅改修などについては、介護を必要とする高齢者を支える制度という介護保険の趣旨から考慮すると、条例の制定は難しいと考えますが、貴重なご意見として頂戴し、参考とさせていただきます。	個人
第4章（施策2:高齢者向け住宅等の供給量と質の確保）関係				
5	25	「入居者への支援を行います」とあるが、どのような支援を行うのか示すべき。	やすらぎ淡海の家への入居者支援としては、現在入居されている方で一定の要件を満たす入居者に対して、家賃の一部を補助する補助事業を実施しています。ご意見を踏まえ、p.25施策2(1)の文言を以下のとおり修正します。  【修正前】 引き続き居者への支援を行います。 【修正後】 引き続き家賃対策補助を行うことにより入居者への支援を行います。	団体
6	25	供給目標で「特別養護老人ホーム等」として「特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム」の5施設が一緒に括られてR5年度の13,700人の目標数値が掲げられている。  しかし、それぞれの施設は事業目的も異なるので、施設ごとに目標値を示すべき。	それぞれの施設に特色や事業目的があるかと思いますが、本計画ではサービス付き高齢者向け住宅とそれ以外の福祉施設に大別し、それぞれについて目標値を設定しているため、原案のままとします。	団体

7	27	「…併せて、地先の安全度マップに係る想定浸水深および県が公表する土砂災害警戒区域、地震リスクマップ等を踏まえた災害リスクに関しても、…」のように地震リスクについても考慮する必要があります。 特に、活断層直上地や周辺地、液状化の可能性の高い地域などは、想定浸水深の高い地域、土砂災害警戒区域とともに計画作成、訓練実施の強力な行政支援が必要。	貴重なご意見として頂戴し、今後の施策の参考にさせていただきます。	個人
8	27	「③感染症対策の推進」において、「初動の支援」を行うとあるが、滋賀県が初動支援を行うという理解でよいか。	ご認識のとおりです。初動支援の方法としては衛生用品の支援や保健所の指導などを想定しています。	団体
9	27	「感染発生施設への他施設からの応援職員派遣経費および応援派遣を行うためのコーディネート機能確保を支援します」とは、まず、応援職員派遣経費を滋賀県が支援(負担)するという理解でよいか。 また、「コーディネート機能確保を支援します」というのは具体的にどのような支援を指すのか明示すべき。	現在行っています「滋賀県新型コロナウイルス感染症発生時の介護関連施設・事業所間の応援事業」の応援派遣経費は派遣元が負担することとしています。派遣にかかった費用については滋賀県(または大津市)が実施している補助事業の対象となり県(または大津市)への請求が可能です。 また、コーディネート機能の確保としては、サービス提供を継続し利用者の日常生活を支援できるよう、職員が不足する事業所等に対する他の施設等からの応援派遣や利用者の他の施設等によるサービス提供といった施設等間の応援体制をコーディネートしていきます。 ご指摘を踏まえ、P27施策2(2)を以下のとおり修正します。 【修正前】 感染症発生施設への他施設からの応援職員派遣経費および応援派遣を行うためのコーディネート機能確保を支援します。 【修正後】 感染症発生施設への他施設からの応援職員派遣経費および職員が不足する事業所等に対する他の施設等からの応援派遣や利用者の他の施設等によるサービス提供といった施設等間の応援派遣を行うためのコーディネート機能確保を支援します。	団体
10	27	「代替サービスの提供の利用調整について、関係機関と連携し、サービス継続を支援します。応援職員の派遣や代替サービスの提供などの支援にあたっては(中略)県内各圏域の事業者団体と協力し、体制を構築していきます」とあるが、これが、「滋賀県新型コロナウイルス感染症発生時の介護関連施設・事業所間の応援事業(職員派遣・代替サービス提供)」のことであるならば、令和2年10月28日にこの事業の要綱が施行されているので、そのことを明示するとともに、その内容を踏まえて記載すべき。	ご指摘のとおり、滋賀県新型コロナウイルス感染症発生時の介護関連施設・事業所間の応援事業(職員派遣・代替サービス提供)実施要綱を踏まえた取組を行っているところです。 なお、個々の事業と根拠となる要綱等は記載しておりませんので、原案のとおりとします。	団体
第4章(多様なニーズに応じた賃貸住宅への入居支援)関係				
11	29	独居高齢者に対して、不動産業者や大家が「連帯保証人を求めることをやめる」ように、県として不動産業者や大家へ通知を出してほしいです。	高齢者が賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、関係団体等と連携した支援の充実を図っていくとともに、賃貸人に対する家賃債務保証の情報提供などの啓発活動に取り組んでまいります。	個人
12	29	高齢者や障がい者に成年後見人等(補助人や補佐人を含む)が付いていれば、「連帯保証人は不要」とルール化してほしいです。	高齢者がや障がい者が賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、関係団体等と連携した支援の充実を図っていくとともに、賃貸人に対する家賃債務保証の情報提供などの啓発活動に取り組んでまいります。	個人
13	29	不動産業者や大家を対象に、「人権や福祉制度の研修会」や「福祉団体(社会福祉士会や精神保健福祉会など)との交流会」を実施してほしいかがでしょうか。	不動産関係団体と福祉団体が参画する居住支援協議会において、福祉と不動産の相互理解を図るための意見交換会の開催や、賃貸人に対する福祉支援サービスの情報提供などを実施しているところであり、こうした取組を継続してまいります。	個人



14	29	「円滑に入居できるよう努める」方法は「情報を家主に提供する」ことを指すのか。	ご認識のとおりです。 高齢者が民間賃貸住宅への円滑な入居が困難なことの背景には、家主が高齢者の入居に対し、不安を持っているという課題があるため、民間事業者のサービスや行政の支援内容等の情報を家主に提供していきたいと考えております。	団体
15	29	民間賃貸住宅への入居を希望する高齢者に対する「情報提供」や「相談窓口の開設」を実施する主体はどこか明記すべき。 県が実施するのであれば、「県が」という主語をつけた方がよい。	民間賃貸住宅への入居を希望する高齢者に対する情報提供や相談窓口の開設等は、滋賀県居住支援協議会で行っております。ご指摘を踏まえ、p.29施策3(2)の文言を以下のとおり修正します。 【修正前】 また、民間賃貸住宅への入居を希望する高齢者に対する情報提供や相談窓口の設置等を通じた入居支援を図ります。 【修正後】 また、滋賀県居住支援協議会において、民間賃貸住宅への入居を希望する高齢者に対する情報提供や相談窓口の設置等を通じた入居支援を図ります。	団体
16	29	平成 29 年度に拡充された「地域支援事業」における「①高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」の内容に、「空き家等の民間賃貸住宅」も対象となる住まいとして明記され、入居に関しては「高齢者の円滑な入居を進められるよう、これらの住宅に関する情報提供、入居に関する相談及び助言並びに不動産関係団体等との連携による入居支援等を実施する」と明記されている。 そこで、市町に対して地域支援事業の任意事業(その他の事業)の活用を図り、住まい確保と相談支援を実施することを促進する旨の一文を加えてはどうか。	国においては、ご紹介いただきました「地域支援事業」のほか居住支援に係る各種の支援制度が設けられているところ。本計画における高齢者の円滑な入居に向けた取組は、当該事業の趣旨と合致するものでありますので、今後の参考とさせていただきます。 また、個別の支援制度については記載しておりませんので、原案のとおりとさせていただきます。	団体
17	29	第4章施策3(2)民間賃貸住宅への円滑な入居の促進について、「入居拒否」となる要因を減らし、「入居歓迎」となるインセンティブの創設が必要と思う。 具体策として下記のような内容はどうか？ ・「病気、事故、孤独死」について「関西電力の見守りサービス」などを利用し、異常の早期発見を保証する。 (関西電力ではスマートメータの電力使用量の変化から異常を報告するサービスを行っている。) (個人情報管理や防犯上(強盗等)の課題があることから自治体が運用する必要があり。又、効果の検証が必要。) ・「火の不始末」については火災要因は「タバコ」「コンロ」「暖房器具」が多い。(消防庁の記録より) よって「非喫煙者優遇」「IHコンロ又はセンサ付きコンロ完備」「エアコン完備」の住宅を推奨し、補助を交付。 ・高齢者や単身者、一人親世帯の入居している住宅の各種税減免(固定資産税など)、設備投資の資金補助を行う。	貴重なご意見として頂戴し、今後の施策の参考にさせていただきます。	個人

18	29	<p>高齢者の方の入居を断られる内容で一番困るのがご本人の収入の面があります。</p> <p>金銭的な問題で、入居できない方の支援をどうするかも計画に盛り込んでいただけたらと思います。</p>	<p>家賃等の支払いが難しい方への居住の安定確保に向けて、低廉な住宅をセーフティネット住宅として登録を進めていくとともに、生活保護や生活困窮者自立支援制度等について、家主への理解を深めていくことが大切であると考えております。原案p.29(2)を以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 家主は、保証人がいないことなどを理由に高齢者の入居に対して不安を持っていることがあるため、</p> <p>【修正後】 家主は、保証人がいないことや収入が低いことなどを理由に高齢者の入居に対して不安を持っていることがあるため、</p>	団体
19	30	<p>「③福祉関係者と住宅関係者が連携した居住支援体制の構築」の「イ 居住支援法人の指定」について、「入居支援や生活支援の活動実績を有する NPO 法人、社会福祉法人等を居住支援法人に指定する」とあるが、現に滋賀県では居住支援法人は 4 法人であり、居住支援法人自体が余り知られていないのが現状である。</p> <p>また、社会福祉法人においては「生活支援」は日常的な活動であるが、居住支援については地域の社会資源の状況(例えば、賃貸不動産(空き部屋)の数や様態)によって実施方法も異なってくるので、指定をするならば、NPO 法人、社会福祉法人等が居住支援に取り組む条件整備を図ることが必要である。</p> <p>よって、「指定する」という表現にとどめるのではなく、居住支援法人の指定を促進するための支援或いは条件整備の具体的施策あるいは方向性について記載すべき。</p>	<p>居住支援法人の指定の促進・相談対応の円滑化を図るためには、制度の周知に加え、関係者の連携促進やネットワークづくりを進めていく必要があると考えています。これらにより明確化するため、p.30施策3(2)を以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 イ 居住支援法人の指定 入居支援や生活支援の活動実績を有するNPO法人、社会福祉法人等を居住支援法人に指定するとともに、居住支援法人等の関係団体が相互に連携を図るための居住支援体制を構築することにより、住まい探し等の入居時の支援、見守り等の生活支援の活動を推進します。 また、居住支援法人が住宅確保要配慮者の相談に対応する際、滋賀県居住支援協議会、その構成員である市町、不動産関係団体等と密接に連携できるよう、体制を強化していきます。</p> <p>【修正後】 イ 居住支援法人の活動の促進 福祉関係法人や不動産事業者等に対し居住支援に関する制度や取組事例等を発信し、居住支援法人の登録促進につなげるとともに、居住支援法人等の関係団体が相互に連携を図るための支援体制を構築することにより、住まい探し等の入居時の支援、見守り等の生活支援の活動を推進します。 また、居住支援法人が住宅確保要配慮者の相談に対して円滑に対応できるよう、滋賀県居住支援協議会や市町・不動産関係団体等との連携体制を強化していきます。</p>	団体
20	31	<p>「…地域のあらゆる住民が自分らしく活躍できる地域づくりを進め、世代を超えて地域住民が共に支え合いながら、暮らすことのできる社会の実現を目指します。」とあるが、実際に地域で活動している者からすると、こうした社会を実現するために、各論の有効的な行政の地域支援策として、どのようなことがあるか疑問。</p> <p>地域に頼り過ぎる美辞麗句からの脱却し、高齢者向け住宅等の供給量と質の確保をさらに進めることが重要。</p>	<p>高齢者が住み慣れた地域に住み続けていただくためには、高齢者の地域との関わり合いが重要と考えており、行政として支え合いの仕組みづくりの支援に取り組んでまいりたいと考えています。 併せて、高齢者向け住宅の供給量や質を確保できるよう引き続き努めてまいります。</p>	個人



第4章（施策4:医療・介護・日常生活の支援）関係

21	32	<p>「④新型コロナウイルス感染症等の感染症と社会づくり」において、1 段目に社会参加や地域づくりを進めることが記述されているが、この部分は「②共に支え合う地域づくり」に含めるべきではないか。</p> <p>「新型コロナウイルス」がタイトルの冒頭にきて、内容の最初に社会参加や地域づくりの記述があることに違和感を覚える。</p> <p>また、この部分は「新しい生活様式」の推進にかかる支援の内容がメインとなっているため、タイトルも例えば、「④新しい生活様式による健康とつながりづくりの推進」や「④新しい生活様式の推進による新たな社会づくり」等に変更してはどうか。</p>	<p>この部分では、新型コロナウイルス感染症対策として、感染を防ぎつつ社会参加につなげていく方法について記載しています。そのため、構成、タイトルについては原案のままとします。</p> <p>なお、タイトルと内容をより整合のとれたものにするため、p.32施策4(1)を以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 全ての市町で日常的に実施されている、いきいき百歳体操や住民主体の通いの場等を通じて、仲間づくり・助け合いの関係性を醸成し、感染症が流行する状況であっても、高齢者を人との接触から隔離してしまうのではなく、感染を防ぎつつ社会参加してもらえる方法を検討するとともに、互いに気に掛け合える地域づくりを進めます。</p> <p>【修正後】 新型コロナウイルス感染症の流行により、高齢者の運動や交流の機会の減少などの影響が生じています。感染症が流行する状況であっても、全ての市町で日常的に実施されている、住民主体の通いの場等を通じた、仲間づくり・助け合いの関係性を醸成し、高齢者を人との接触から隔離してしまうのではなく、感染を防ぎつつ社会参加してもらえる方法を検討するとともに、互いに気に掛け合える地域づくりを進めます。</p>	団体
22	31 34	<p>「また、民生委員による……」レイカディアプランでは、「民生委員・児童委員」としておりますので、標記を「民生委員・児童委員」に統一してもらえませんか。</p>	<p>ご指摘のとおり記載します。</p>	団体

